

横須賀市民の皆様へ

## 住宅のことでお困りのことはありませんか!?

「住宅関連の消費者トラブル相談会」をご利用ください

消費生活センターに寄せられている相談のうち、「住宅関連の消費者トラブル」は常に上位を占めており、高額な被害に遭う方も少なくありません。

横須賀建築設計事務所協会では、建築士としての専門的な知見をもって、消費者トラブルを少しでも減らすべく、横須賀市と「住宅関連の消費者トラブル相談会」を開催しています（市の担当部署は、横須賀市消費生活センター）。

悪質な点検商法やずさんなリフォーム工事など、住宅のことでお困りのことがありましたら、当協会ならびに消費生活センターにぜひご相談ください。

住宅 関連 の 消費 者 ト ラ ブ ル 相 談 会	相談会場	○横須賀市消費生活センター (横須賀市小川町11 横須賀市役所本庁舎2号館1階市民相談室内)
	相談日	○毎月第2・第4水曜日午後1時30分～4時30分(予約制) ※1件あたりの相談時間は45分 ○電話046-821-1314(消費生活センター相談専用。平日9時～16時) 046-823-0386(協会事務所)
	相談対象	横須賀市にお住まいの方の住宅関連の消費者トラブル ※事業者と消費者の間のトラブルを対象にしています。 ○トラブルを未然に防ぐための相談 (例)悪質な事業者の見分け方、見積書の見方・依頼の仕方、契約の際の注意点、設計内容や工法に関する疑問など ○トラブルに遭ってしまった場合の相談 (例)工事の遅延、施工内容への不審、施工のミスや欠陥、過大な費用請求、次々工事の提案、契約の解除など ※通常の新築・増築・リフォームのご相談については他の相談窓口をご案内します。
	相談委員	横須賀市建築設計事務所協会会員の建築士 ※1件あたり2名の建築士が担当します。 横須賀市消費生活センター消費生活相談員
	持参資料	建築確認書、工事見積書、工事契約書、工事写真、 その他関連書類
	その他	相談会での相談は無料です。 ※別途、現地調査を協会に依頼される場合は、実費をご負担いただきます。 建設事業者の信用情報などはお伝えできません。

横須賀建築設計事務所協会 横須賀市小川町1-28横須賀ハイム811号

電話046-823-0386